

2023.04.03

ESG リスクトピックス <2023 年度第 1 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<気候変動>

○「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定、大規模な脱炭素投資やカーボンプライシングを構想

（参考情報：2023 年 2 月 10 日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002.html>）

化石エネルギー中心の産業・社会構造をクリーンエネルギーへと転換する「グリーントランスフォーメーション（Green Transformation、以下「GX」という）」の実現に向けた基本方針が、2 月 10 日に閣議決定された。この基本方針では脱炭素への対応に加えて、エネルギーの安定供給、日本の脱炭素技術を活用した市場創出とそれによる経済成長の 3 点を実現するための取り組みがまとめられており、下記の 2 軸で進められる。

- ✓ エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX の取組
- ✓ 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

「エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX の取組」では、徹底した省エネの推進や再生可能エネルギーの主力電源化、原子力の活用、水素・アンモニアエネルギーの導入促進などの対応を進め、政府が掲げる温室効果ガス排出削減目標の達成を後押しする方針である。

「『成長志向型カーボンプライシング構想』等の実現・実行」では、GX 経済移行債の創設やカーボンプライシング（以下「CP」という）による GX 投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などが進められる。国際公約の達成と産業競争力の強化・経済成長の同時実現には官民協調の大規模な投資が必要で、国としては GX 経済移行債を活用して 10 年間で 20 兆円規模の先行投資支援を実施するとしている。これと合わせて、GX 分野への民間資金の呼び込み、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法の確立、サステナブルファイナンスを推進するための環境整備などが進められる。CP は「GX に集中的に取り組む期間」を設けた後に導入される。最初は負担額を低く設定し、徐々に引き上げることで、各事業者の GX 投資の前倒しを促進する。具体的に挙げられている CP の施策は、以下の通りである。

①「排出量取引制度」の本格稼働

2023 年度から GX リーグで試行的に開始される自主的な「排出量取引制度」を段階的に発展させる。2026 年度に多排出産業等の「排出量取引制度」が本格稼働した後、削減目標に対する民間第三者認証、規律強化（指導監督、遵守義務等）などを検討。

②発電事業者に「有償オークション」を段階的導入

発電事業者に対して GHG 排出枠を交付し、オークションの対象とする。まずは排出枠を無償交付し、段階的に有償比率を上昇させる。導入開始時期は 2033 年度を想定。

③化石燃料輸入事業者等に「炭素賦課金」制度の導入
多排出産業だけでなく、広く GX への動機づけを行うべく、2028 年度から炭素排出に対する一律の CP として「炭素賦課金」を導入。

なお同基本方針に必要な法制上の措置は「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（GX 推進法）」として整備される。

すでに米国は「インフレ削減法」、EU は「グリーン・ディール産業計画」などを通じて、国を挙げた脱炭素への巨額の投資支援策を打ち出しており、これら脱炭素投資の成否が企業や国家の競争力を左右する時代になっている。企業は CP の段階的導入などの目先のリスクに備えるだけでなく、政府や金融機関の支援を積極的に活用して、GX を自らの競争力へと昇華させていく必要がある。

<ESG>

○企業対象の ESG 訴訟が増加、背景に子会社・サプライチェーンへの責任拡大

(参考情報：2023 年 2 月 14 日 WBCSD HP :

<https://www.wbcsd.org/Overview/News-Insights/General/News/The-rise-in-ESG-lawsuits-highlights-the-need-for-companies-to-evaluate-supply-chain-risks>)

持続可能な開発のための経済人会議（WBCSD）が 2 月 14 日公表したレポートによると、企業に対する ESG 関連訴訟が過去 30 年間で 25%増加、特に直近 10 年間で急増している。分析によると、子会社やサプライチェーンに起因する訴訟や ESG 関連リスクのデューデリジェンスの不備などを捉えて取締役会の善管注意義務違反を問う訴訟の増加が目立つという。1990 年から 2022 年までの ESG 関連訴訟 623 件を分析した。

レポートでは、ESG 訴訟を子会社やサプライチェーンの業務といった訴因などでパターン化して集計・分析したところ、いずれも訴訟件数が増えている。子会社・サプライチェーン起因の事案で、親会社・委託元企業の取締役会が訴えられるパターンが増加傾向であることも分かった。その背景に指摘したのが責任範囲の拡大だ。自社の直接的な活動に加えて、子会社・サプライチェーンにおける ESG 問題も親会社の責任とする整理が広がったためだ。一方で、各国の法制備も影響している。例えば国別の訴訟件数では、欧州、特にフランスとドイツが上位を占める。いずれも環境法規制が世界でも最も厳しく、サプライチェーンでの問題についても企業が責任を問われる。

一方、取締役会の善管注意義務を問う訴訟では、ESG リスクのデューデリジェンスの不備が主な訴因に挙がる。リスクの把握や対策の抜け漏れが生じたとの追及だ。上述のように、子会社・サプライチェーンへの責任範囲が広がるのに伴い、それらで生じた問題についても責任を問われるケースがある。ESG リスクのデューデリジェンスを義務化する法制備の進展も訴訟件数の増加傾向を後押ししている。例えば、フランスの企業注意義務法（Duty of Vigilance Law）は、国内の大企業にサプライチェーンにおける環境や人権に関するデューデリジェンスを義務化した。同国で ESG 訴訟件数が多い事実と符合する。さらには、OECD 多国籍企業ガイドライン、生物多様性条約のようなソフトローが判断基準に採用される傾向も件数増の要因に挙げられている。

また、ESG 関連リスクの開示の適否も過去 10 年で増加している訴因という。これは国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）や欧州企業サステナビリティ開示指令（CSRD）などに見られるような非財務情報に関する制度開示の拡充が背景にある。

レポートは、ESG 訴訟増加の背後にある大きな潮流として、企業が地球環境や社会に与える影響にも焦点をあてる「ダブルマテリアリティ」の普及を指摘する。企業は制度開示対応に加えて、法的リス

ク対策を考慮する面でも、ダブルマテリアリティの概念理解や自社ビジネスの検証の必要性を改めて浮き彫りしている。

【参考】「マテリアリティ」の解説は、当社のサステナブル経営レポート第17号<2023年1月>をご覧ください。

<情報開示>

OGPIF 公表の優れた統合報告書 トップは伊藤忠商事、全体では定量開示に好感

(参考情報：2023年2月22日 年金積立金管理運用独立行政法人 HP：

https://www.gpif.go.jp/esg-stw/20230222_integration_report.pdf)

年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) は2月22日、同法人が国内株式の運用を委託する運用機関が選定した「優れた統合報告書」と「改善度の高い統合報告書」を公表した。「優れた統合報告書」では、伊藤忠商事が最多の7機関から高評価を得た。全般的には、財務・非財務両面で定量的な情報の開示を指向した企業に高評価が集まった。

4機関以上から評価を得た企業は伊藤忠商事の7機関のほか、日立製作所、オムロン、リコー (いずれも6機関) 他、計6社だった。うち、5社は、22年に発表された前回の選定から引き続き4機関以上に選ばれている。

「優れた統合報告書」で4機関以上から選ばれた企業には運用機関からのコメントが掲載された。6社へのコメントでは、企業価値の算定式を用いた解説や人材戦略のKPIの設定といった、財務・非財務の両面で定量的な情報を記載する開示に高評価が集まった。持続的な成長に向けた取り組みとして、現行の中期経営計画の解説や過去の計画の振り返りの掲載に注目したコメントも多かった。また、ESGに関連して、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) や女性活躍推進、ガバナンスの実効性などの記載内容について有益と評価するコメントが目立った。

一方、「改善度の高い統合報告書」では、4機関以上から選ばれた企業は、前年に続き2年連続でゼロだった。GPIFは「幅広い企業が選定された」とした。

昨年 (2022年) の発表では運用機関が特に重視する項目や記載の充実を求める項目が調査・公表されたが、今回は運用機関による統合報告書の活用状況やその方法が盛り込まれた。内容は、「対話への準備・活用」「コミットメント・実効性の確認」「ビジネスモデル・価値創造ストーリーの理解」「非財務・ESG情報の確認・分析」の項目に分類。「対話への準備・活用」では、対象企業トップと対話する際の主要な準備資料としての活用が紹介された。ほかに、投資家向け広報 (IR) が不十分と見なした企業に対し、改善に向けた参考情報として先進的な他社の統合報告書を提示するといった活用法もあった。さらに、経営トップの普段の発言と記載内容との一貫性を確認するなど、細部まで読み込むと回答した運用機関もあった。これらからは、ステークホルダーとの建設的な対話やさらなる改善を促すという統合報告書の趣旨に沿った活用の広がりが見える。統合報告書のいっそうの改善のために参考になるだろう。

GPIFは毎年、優れた内容と改善度の高い統合報告書の選定を運用機関に依頼。各機関はそれぞれ最大10社選定でき、最終的に「優れた統合報告書」は延べ67社、「改善度の高い統合報告書」は同95社がそれぞれ選ばれた。GPIFが22年7月に公表した業務概況書によると、国内株式の運用を委託している機関はパッシブ7社、アクティブ9社の合計16社だった。

<景品表示法>

○景品表示法改正案の閣議決定

(参考情報：2023年2月28日付 消費者庁 HP：<https://www.caa.go.jp/law/bills/>)

政府は2月28日、景品表示法（以下「景表法」）の改正案を閣議決定した。本改正は、インターネット広告における優良誤認表示等の景表法違反行為の増加を背景に、直罰規定の新設や課徴金の加算規定の新設による違反行為に対する抑止力の強化、確約手続の導入により事業者による速やかな是正対応等の自主的な取組を促進することで、一層の消費者保護を図ることを目的としている。

今後、政府は本改正案の国会における成立を目指し、2023年の通常国会への提出が予定されている。

<景表法改正案における主な改正点>

| 改正事項 | | 改正案 | 現行法 |
|-----------------|---|--|---|
| ①違反行為に対する抑止力の強化 | 直罰規定の新設 | 優良誤認表示や有利誤認表示があった場合、措置命令を経ずに100万円以下の罰金が科される | 優良誤認表示や有利誤認表示があった場合、行政措置命令（表示の差し止めや再発防止等）に従わなければ罰金が科される |
| | 課徴金の加算規定の新設 | 過去10年以内に課徴金命令を繰り返し受けた事業者に対し、課徴金額を1.5倍割り増しする(売上げの4.5%) | 違反者に対する課徴金額は、一律で売上げの3% |
| ②事業者の自主的な取組の促進 | 確約手続の導入 | 違反が疑われる事業者が、是正措置計画を申請して認定された場合、課徴金納付命令等をされない確約手続制度を新たに導入 | —（規定なし） |
| | 課徴金制度における返金措置(一定期間内に消費者に対して自主返金を行うことで、課徴金額が減額される)の弾力化 | 消費者への返金方法は、金銭に加えて電子マネー等が許容される | 消費者への返金方法は、金銭による返金のみ |

今回の閣議決定を受け、事業者においては自社の景表法抵触リスクを認識した上で、社内体制の見直し・強化を着実に進めていくことが望まれる。

具体的な対応としては、「①違反行為に対する抑止力の強化」を踏まえ、自社広告のチェックルール等、違反行為の未然防止のための社内ルールの整備や強化が考えられる。

また、「②事業者の自主的な取組の促進」に関しては、違反行為やそのおそれの早期発見のための体制（報告ルール、内部通報制度の充実など）に加え、新たに導入された確約手続の活用可能性も視野に、事実関係の調査体制を含む違反行為発生時の対応体制の整備があげられる。

さらに、①及び②の共通の対応として景表法の内容および自社のルール・体制等に関する社内周知、教育研修の充実を図っていくことが重要となる。

<サイバー>

○身代金ウイルス攻撃被害で日本企業が上位 AI 進で言語の壁下がり標的に、MBSD 調査

(参考情報：2023年2月20日付 三井物産セキュアディレクション株式会社 HP：

<https://www.mbsd.jp/research/20230220/cig-monthly/>)

三井物産セキュアディレクション（MBSD）が2月20日に公表した「暴露型ランサムウェア攻撃統計 CIG マンスリーレポート」によると、2022年末に暴露型ランサムウェア（身代金ウイルス）の攻撃を受けた国別の企業・組織数で日本が上位だったことが分かった。これまで日本語の特殊性により被害を免れていたが、自動生成 AI の進化に伴い、標的になりやすくなったと考えられる。

本レポートによると、22年11月にリークサイトに掲載された国内企業・組織数は7（全世界で6位）、同年12月に掲載された企業・組織数は10（全世界で4位）と、いずれの月も全世界トップ10入りをしている。これまでは「特殊かつ難解な言語」のために、攻撃グループのターゲットとなる優先順位は決して高くなかったが、自動生成 AI の普及により、自然な日本語の文章を容易に作成できるようになったことで「言語の壁」はなくなり、「セキュリティの壁」が低い企業・組織が狙われている。ランサムウェアに感染した結果、復旧まで1か月以上要したという調査結果*もあり、ランサムウェア感染は事業継続に甚大な影響を与える可能性がある。

本レポートはダークウェブ上のリークサイト**に公開された暴露型ランサムウェアに関する以下の情報を収集、分析した。

- 攻撃グループ割合でみる被害件数（どの攻撃グループが暗躍しているか）
- 被害にあった企業・組織が属する国（全世界およびアジア地域でランキング）
- 被害にあった企業・組織の業種（全世界でランキング）
- 月ごとの被害数推移（全世界および日本国内）
- 被害にあった企業・組織の資本金別統計（日本国内）
- 被害にあった企業・組織による公表と攻撃グループによる暴露に関する統計（日本国内）
- 公となった被害企業・組織の一覧（日本国内。実名は公表せず、業種でマスキング）
- 攻撃の端緒となった拠点の割合（日本国内／海外拠点／不明）

本レポートは、これまでは MBSD 社内限定の資料として、同じ集計基準や分析観点で、長期にわたり毎月まとめ続けられてきた。企業・組織にとってランサムウェアによる被害の深刻度は増してきており、「より広い皆様に有効活用して頂きたく、この度一般公開に踏み切った」もの。本レポートは毎月にわたり無料公開をしていく予定。

サイバー攻撃に関する脅威情報は、短期間に大きく変化するため、常に情報のアップデートが必要となる。最新の脅威情報や被害状況が掲載された本レポートは、既存の対策の見直しや新たな対策の検討・立案、これらの対策導入に向けた経営陣との対話の参考資料として有用である。

以上

* 警察庁「令和4年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/index.html>

** 暴露型ランサムウェアの攻撃グループが運営する、ランサムウェア攻撃により暗号化した企業のデータ等を公開するサイトを指す。

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部

リスクマネジメント第三部

interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2023